

福岡市消費生活審議会啓発部会（第1回）開催結果報告

開催日時：平成19年11月9日（金）10：00～11：30

開催場所：あいれふ7階 第3研修室

出席者：（委員）岡部会長、牛尾委員、沼田委員、根岸委員、宮前委員、山口委員

（事務局）石北所長、平山係長、阿部係長、山本係長、吉村係長、室園、明石

議事結果：

（1）消費者啓発部会長選出

岡委員を選出

（2）消費者啓発部会長職務代理者の指名

沼田委員を指名

（3）消費者啓発部会の今後の運営について

（背景）

規制緩和、IT化の進展など社会経済環境の変化による商品・サービスの多様化に伴う消費者被害の多様化・複雑化する中で、自主的・合理的な行動が消費者に求められており、消費者教育の必要性がますます高まっている。

（検討事項）

- 「悪質商法にNO！ご近所ボランティア」の今後の展開（高齢者を見守る地域力の強化）
- 学校現場との連携強化による消費者教育の推進
- 市民による自主的・組織的な消費者啓発の推進

以上3点について検討を行っていくことを確認した。

（4）主な意見

検討事項	主な意見
「悪質商法にNO！ご近所ボランティア」の今後の展開について（高齢者を見守る地域力の強化）	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者は自発的に情報を取りには行かないで、人を介して情報を届けるよう高齢者への歩み寄りが大切。その意味では、ご近所ボランティアの活動は今後が楽しみ。・ 地域のお掃除会など、地域の小さな集まりを消費者被害防止の伝達の場としてもっと活用できないか。
学校現場との連携強化による消費者教育の推進について	<ul style="list-style-type: none">・ 若年者対策として、学校側からの要請を待つだけでなく、積極的に高校卒業前に各学校をまわって講座のPRなどをした方がよい。・ 教科書には契約などについて詳しく書いてあるが、若年者は実体験がないので実感を持ってもらえない。
市民による自主的・組織的な消費者啓発の推進について	<ul style="list-style-type: none">・ 過去、相談員をしていた方や一般市民の中にも資格や知識を有している人は多い。人材をもっと活用すべき。・ 消費者の生活の基盤は家庭。家庭の中で消費者教育ができるくらいに一般に知識を広げていく必要があるのでは。・ 市民による寸劇を取り入れた講座など工夫が必要。
その他	高齢者・若年者に限らず一般に広く啓発情報を繰り返し発信して、消費者の権利意識や必要な知識を持つもらうことが大切。地道に取り組んでほしい。